

川西市・猪名川町
水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

要求水準書

令和 8 年 8 月

川西市上下水道局

目 次

第1章 総則	4
1.1. 本書の位置づけ	4
1.2. 本事業の内容	4
1) 事業名称	4
2) 事業の方式	4
3) 契約の形態	4
4) 事業期間	4
5) 事業スケジュール	4
6) 対象業務	5
7) 遵守すべき法令等	6
第2章 本事業に関する要求水準	8
2.1. 既存施設の概要	8
1) 事業位置	8
2) 対象施設	9
3) 立地条件	10
2.2. 基本条件	11
1) 既存計画の確認	11
2) 一庫高区配水池（新設）について	11
3) 伏見台低区配水池（既設流用）について	11
4) 排水処理	11
5) 耐用年数	11
6) 監視設備について	12
7) 耐震性能	13
8) 契約不適合責任期間等	13
2.3. 調査業務	14
1) 本業務の内容	14
2) 実施にあたっての留意事項	14
3) アスベスト含有建材調査	14
2.4. 設計業務	14
1) 本業務の内容	14
2) 共通事項	15
3) 一庫高区配水池	16
4) 薬品注入設備（追加塩素設備）	16
5) 送水ポンプ設備	16
6) 電気設備、計装設備等	17
7) 計測機器	17
8) 配管（場内・場外）	17
9) 設計成果に求めるもの（提出物）	17
2.5. 工事	20
1) 本業務の内容	20
2) 実施にあたっての留意事項	21
3) 共通事項	21
4) 作業日及び作業時間	22

5) 施工中の安全確保及び環境保全等	22
6) 週休2日制度	23
7) 出来高精算	23
8) 完成検査等	23
9) 完成書類一覧	25
2.6. 工事監理業務	26
1) 本業務の内容	26
2) 共通事項	26
2.7. 共通業務	26
1) 本業務の内容	26
2) 統括管理	27
3) 関係機関協議、地元説明	27
4) 交付金等事務支援	27
5) 各種申請支援	27
6) 各種検査対応	27
7) 要求水準書、設計図書等の変更	27
第3章 リスク分担の考え方	28
3.1. 基本的な考え方	28
3.2. 予想されるリスク及び責任分担	28

第1章 総則

1.1. 本書の位置づけ

本書は、川西市上下水道局（以下、当局）が発注する「川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業」（以下、本事業）に関する事業者の募集・選定にあたり、募集に参加しようとする者（以下、応募者）が技術提案書を作成する際に必要となる前提条件、並びに本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる付随業務について要求するサービスの水準を示すものである。

本書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、本書に明記されていない事項であっても事業者の積極的な協力を得て遂行することとする。

1.2. 本事業の内容

1) 事業名称

川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

2) 事業の方式

本事業は、単独企業による設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）により実施する。

3) 契約の形態

当局と落札者は、本事業に係る基本契約を締結する。また当局と事業者は、基本契約に基づき、「調査設計業務委託契約」、「工事請負契約」及び「工事監理業務委託契約」を締結する。

4) 事業期間

契約締結の日から令和15年3月18日まで（予定）

5) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは次の通り。

表1 事業スケジュール（予定）

年度	実施内容	備考
令和6年度	基本方針、基本計画の策定	
令和7年度	発注準備	
令和8年度	入札公告・入札・契約締結、設計着手	事業者選定～設計着手
令和9年度	調査設計期間	
令和10～14年度	製作及び施工期間	
令和14年度末	工事完了、試運転調整、供用開始	

6) 対象業務

本事業の対象業務及び概要は次の通り。

表 2 対象業務の概要

項目	内容	
共通	・各業務の統括管理 ・関係機関協議、地元説明 ・交付金事務等、各種申請行為の支援 ・各種検査対応	
調査設計	・測量、地質、埋設物等調査 ・アスベスト及び PCB 含有調査 ・実施設計図書の作成 ・数量計算書・数量総括表の作成 ・施工計画の策定 ・設計図書に基づく工事費内訳書・積算書(積算根拠資料を含む)の作成	
工事	一庫高区配水池整備	・配水池の新設 ・場内配管の整備 ・場内整備(舗装、排水設備等) ・追加塩素注入設備の整備 ・既設配水池の撤去
	伏見台低区配水池整備	・送水ポンプ設備の新設 ・場内配管の整備 ・高区送水流量計の設置 ・低区配水流量計の設置 ・場内整備
	送水管・連絡配水管の整備	・伏見台低区→一庫高区行き送水管の布設 ・各配水系統への連絡配水管の布設 ・減圧弁、分岐流量計の設置
	電気計装設備	・中央監視設備の改良(各市町分) ・電気設備の整備 ・計装設備の整備
	その他	・試掘調査 ・廃止設備、構造物等の撤去、処分又は存置処理 ・アスベスト対策工事 ・段階的水運用に伴う仮設工事 ・試運転調整
工事監理	・工事監理業務 ・出来高に関する資料、変更設計図面・数量の作成及び積算(発注機関の定める基準に準拠)	

7) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、以下の法令等を遵守しなければならない。

法令等

- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・その他本事業に関連する法令、条例、規則等

各種基準等

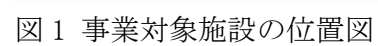
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・水道の耐震化計画等策定指針（国土交通省）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・建築設備設計基準（国土交通省）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

- ・建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（国土交通省）
- ・建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（国土交通省）
- ・水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（国土交通省）
- ・その他の関連要綱・各種基準等

仕様書、規格等

- ・水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）
- ・水道工事標準仕様書：設備工事編（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書：土木工事編（日本水道協会）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書：建築工事編（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書：電気設備工事編（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書：機械設備工事編（国土交通省）
- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）
- ・日本水道鋼管協会規格（WSP）
- ・その他の関連仕様書、規格等

1) 事業位置



2) 対象施設

本事業の整備対象施設は次の通り。その他、付帯設備や専用送水管、連絡配水管等の整備を含む。

表 3 対象施設

施設名称	現況諸元	現況運用水位	備考
一庫高区配水池 (更新対象)	V=1,540 m ³ RC 造	H.W.L. +239.8m L.W.L. +236.3m	更新後容量 V=1,800 m ³
一庫中区配水池 (廃止)	V=1,440 m ³ RC 造	H.W.L. +198.3m L.W.L. +194.3m	
一庫低区配水池 (廃止)	V=1,460 m ³ RC 造	H.W.L. +159.3m L.W.L. +154.7m	県水受水地
伏見台高区配水池 (廃止)	V=130 m ³ RC 造	H.W.L. +233.7m L.W.L. +229.0m	
伏見台中区配水池 (廃止)	V=1,500 m ³ RC 造	H.W.L. +204.1m L.W.L. +200.1m	
伏見台低区配水池 (既設流用)	V=4,200 m ³ RC 造	H.W.L. +159.2m L.W.L. +155.0m	県水受水地 一庫高区向送水ポンプ施設整備

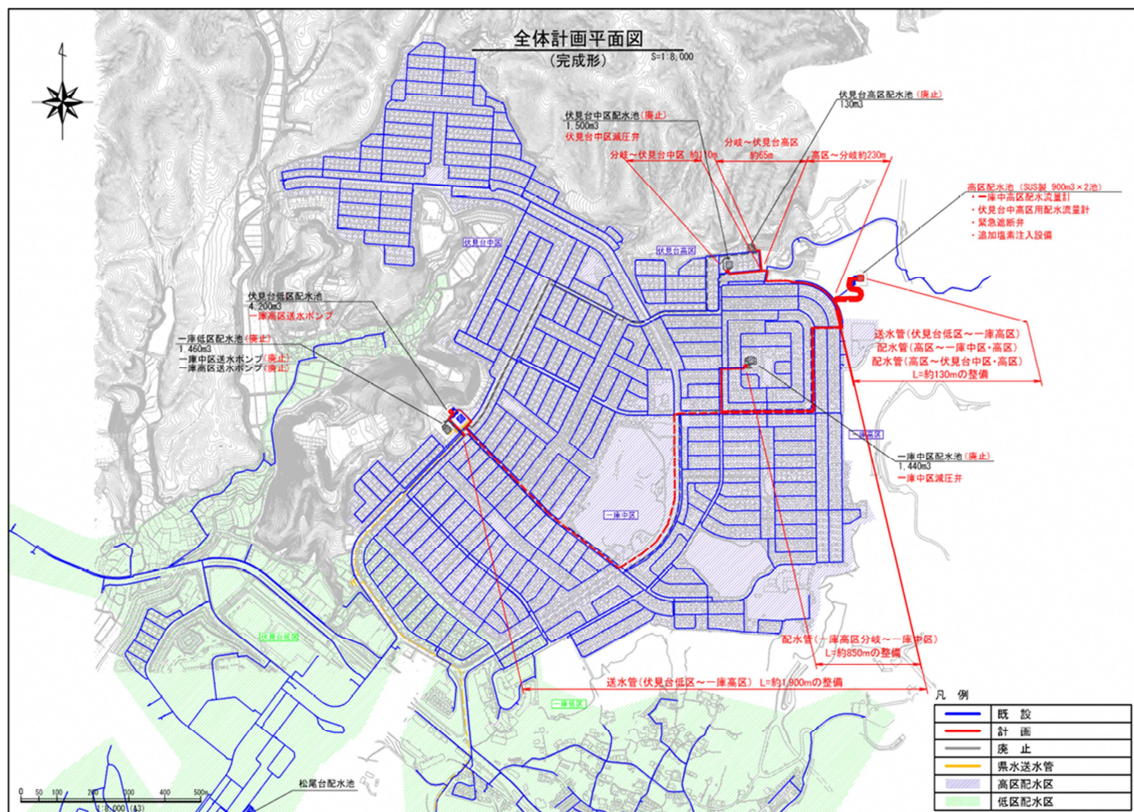


図 2 全体計画の概要

3) 立地条件

整備対象となる一庫高区配水池、伏見台低区配水池の立地条件は次の通り。

表 4 一庫高区配水池の立地条件

所在地	川西市丸山台 3 丁目 5-8
敷地面積	5,400 m ²
所有者	川西市
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	防火・準防火指定なし・法 22 条指定あり
その他指定区域	宅地造成等工事制限区域
建蔽率	60%
容積率	150%
騒音	2 種
振動	1 種
悪臭	一般
水質汚濁防止法	法に準ずる
排水	法及び県条例に準ずる

表 5 伏見台低区配水池の立地条件

所在地	猪名川町伏見台 1 丁目 2 番地 100
敷地面積	4,833 m ²
所有者	猪名川町
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	防火・準防火指定なし・法 22 条指定あり
その他指定区域	宅地造成等工事制限区域
建蔽率	50%
容積率	80%
騒音	1 種
振動	1 種
悪臭	一般
水質汚濁防止法	法に準ずる
排水	法及び県条例に準ずる

2.2. 基本条件

1) 既存計画の確認

本事業の実施に当たっては、令和6年度に当局が策定した「川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業基本計画」（以下、「基本計画」という）をよく理解し、同計画に示された方針を参考とすること。

2) 一庫高区配水池（新設）について

一庫高区配水池は既設撤去に合わせ、次の内容で新設すること。

表6 一庫高区配水池（新設）に関する基本条件

項目	内容
配水池容量	V=1,800 m ³
水位	HWL+241.3m、LWL+236.3m
形状寸法・有効水深	直径Φ15.2m×有効水深5.0m×2池
構造	ステンレス鋼板製（SUS）円筒形タンク
その他	場内に建屋を新設し、追加塩素注入設備を設置すること

3) 伏見台低区配水池（既設流用）について

伏見台低区配水池は既設し、本事業において一庫高区配水池向けポンプ設備を設置する。同施設は兵庫県営水道（用水供給事業）からの受水施設を兼ねているため、受水に影響のない工事計画を立案すること。

表7 一庫高区配水池向けポンプ設備に関する基本条件

項目	数値
ポンプ規格	1.05 m ³ /min×96.0m×37.0kW
ポンプ台数	3台（常用2台+予備1台）

4) 排水処理

対象施設で発生する排水は用水路へ放流するものとし、水質汚濁防止法及び関係条例における排水基準を遵守すること。

5) 耐用年数

本事業で整備した構造物及び設備は、地方公営企業法施行規則(昭和27年9月29日総理府令第73号)別表第2号に定める有形固定資産の耐用年数以上が維持できる仕様とする。

6) 監視設備について

図3に対象施設の監視設備ネットワークと更新後の概要について示す。本事業期間において、別途、川西市、猪名川町の両市町の中央監視システムの全面更新を計画実施予定である。本事業においては別途事業との関連性に十分留意しつつ、施工等において両事業の進捗に影響が出ないよう事業者は協力し、また監視設備の項目、仕様について提案すること。

なお、本事業の業務範囲において各市町の中央監視装置への取込工事を行うものとする。

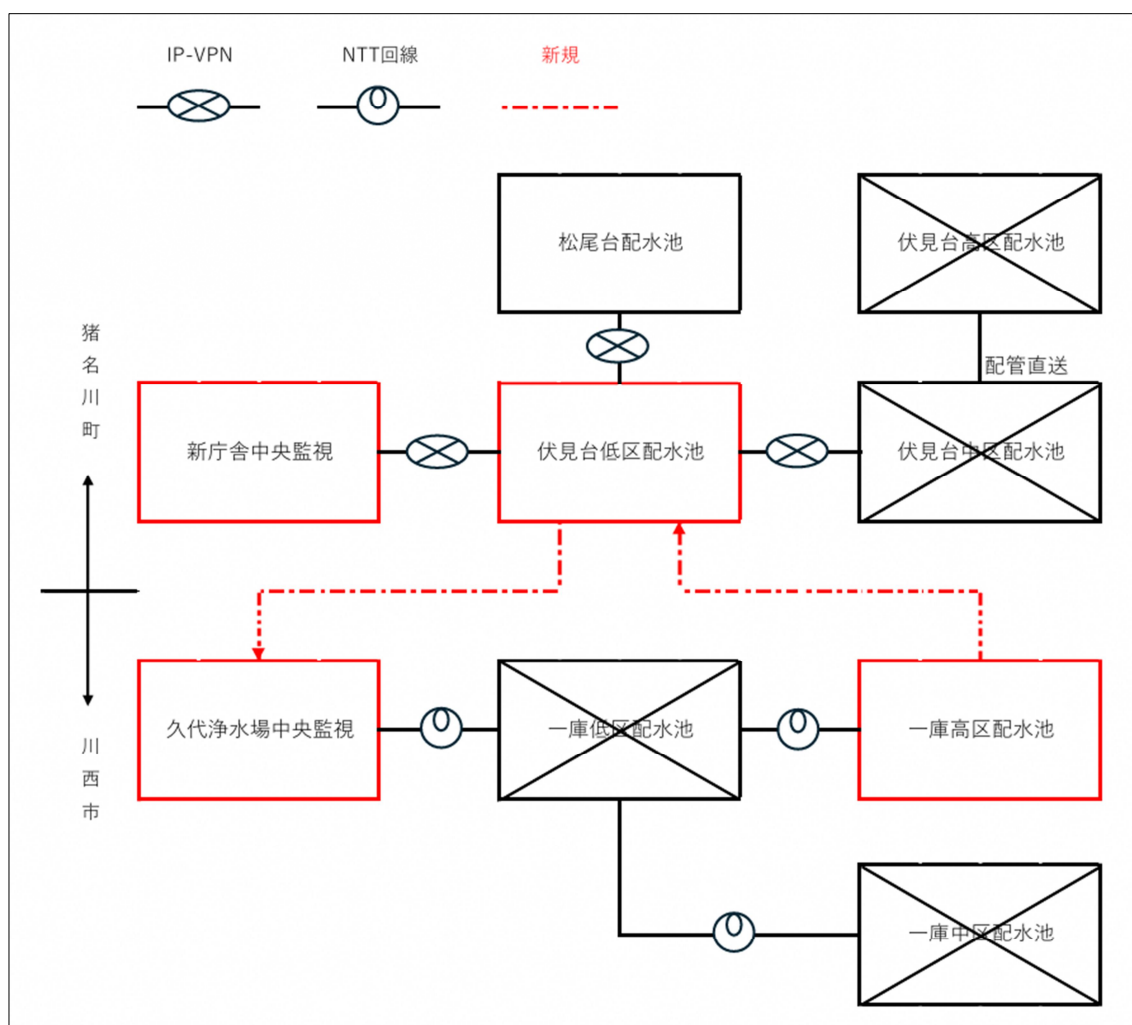


図3 監視設備のネットワーク概要

7) 耐震性能

土木建築物に対する耐震性能要求は次の通り。

表 8 耐震性能に関する要求水準（土木建築物）

項目	要求性能	摘要
土木構造物 場内配管	重要度：ランク A1 レベル 1 地震動：使用性○ レベル 2 地震動：復旧性○	水道施設耐震工法指針・ 解説 2022 年版
建築構造部材	耐震安全性の分類：Ⅱ類	官庁施設の総合耐震計画 基準及び同解説
建築非構造部材	耐震安全性の分類：A 類	
建築設備	耐震安全性の分類：甲類	

機械電気設備に対する耐震性能要求は次の通り。

表 9 耐震性能に関する要求水準（機械電気設備）

項目	摘要
法的規制対象設備	水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版
その他設備	水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版

本事業における想定地震動の規模は事業者提案とするが、「水道施設耐震工法指針・解説（2022）」に準拠し、川西市、猪名川町及び兵庫県の地域防災計画等との整合を図り合理的に設定すること。

8) 契約不適合責任期間等

建設工事に関する契約不適合責任期間は、引渡しを受けた日から 2 年以内（ただし、故意、又は重大な過失による場合は 10 年）とする。なお、本事業では、施工の瑕疵に加えて、設計の瑕疵についても担保責任を負うものとする。詳細は、各請負契約書を参照のこと。

また、機械設備、電気設備について、保証期間は引渡しを受けた日から 2 年以内とする。対象設備について、当局並びに運転管理者が通常の運転管理を行ったにも関わらず、保証期間内に本書に示された性能を下回った場合、事業者は自らの費用負担により修繕、更新し性能を回復させるものとする。

2.3. 調査業務

1) 本業務の内容

本業務は、本事業の設計及び建設を行う上で必要となる調査業務である。

表 10 調査業務の内容

項目	内容	
調査	概要	・測量、地質、埋設物等調査 ・アスベスト及び PCB 含有調査
	数量	測量業務 ・4 級基準点測量 6 点 ・現地測量(作業計画) 1 業務 ・現地測量 1 式 ・横断測量 0.52km 調査業務 ・土質ボーリング 1 式 ・標準貫入試験 1 式 ・資料整理取りまとめ 1 式 ・断面図等の作成 1 式 ・資機材運搬 1 式 ・現場内小運搬 1 式 ・準備及び後片付け 1 式 ・調査孔閉塞 1 式 ・給水費(ポンプ運転) 1 式 ・足場(平坦足場) 1 式 ・試掘調査 1 式

2) 実施にあたっての留意事項

現在想定している調査業務の内容は前項の通りであるが、表 10 に記載のない項目について現場状況等の必要性から調査を行う場合は提案すること。

3) アスベスト含有建材調査

本事業の対象施設では、石綿含有建材使用の可能性があるため、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により事前調査を実施すること。調査にあたっては、有資格者による調査を実施し、事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず当局へ書面で報告するとともに、石綿事前調査結果報告システムにて労働基準監督署に報告を行い、外壁塗装除去着手までに調査結果を現場掲示すること。石綿含有が確認された場合は、処理に係る施工性、費用等の比較検討を行い、当局と協議のうえ処理工法を選定すること。除去等作業の結果は、当局へ書面で報告すること。また、発生したアスベストの移動、処理は事業者で行うこと。

2.4. 設計業務

1) 本業務の内容

本業務は、工事施工に先立ち必要になる実施設計に関する業務である。

表 11 設計業務の内容

項目	内容
設計	概要 ・実施設計図書の作成 ・数量計算書・数量総括表の作成 ・施工計画の策定 ・設計図書に基づく工事費内訳書・積算書(積算根拠資料を含む)の作成
	数量 一庫高区配水池更新詳細設計 1式 ・塩素注入施設(建築、機械、電気) ・配水池・調整池(土木、建築、電気) ・場内配管(土木) ・場内整備(土木) 伏見台低区配水池ポンプ場更新詳細設計 1式 ・ポンプ施設(機械、電気) ・場内配管(土木) ・場内整備(土木) 送水管新設詳細設計 1式 配水管新設詳細設計 1式 ・開削工法 小口径

2) 共通事項

設計における共通事項を以下に示す。本事業の設計業務全体を通して、記載の要求事項を満足すること。なお、記載なき事項は全て基本計画または事業者提案による。

- ・対象施設は代替施設がないことから、工事期間中において機能の停止ができないため、細心の注意を払った施工計画を構築すること。
- ・施設の配置は事業者の提案によるものとし、維持管理性や車両動線等に配慮すること。
- ・設備機器の配置は、更新スペースを設けるなど、将来の更新時において施設運転に支障とならないように考慮すること。
- ・使用する水道資機材等は、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号) 第 1 条第 1 項 17 及び JWWA 規格を満足し、維持管理が容易なものとすること。
- ・対象施設については中央監視装置から自動運転可能なようにし、必要時に手動運転が可能な設備とする。また、現場機側において手動運転が可能とすること。
- ・本施設の耐震設計については、前述の耐震性能に示すものとし、具体的な内容については事業者提案とする。
- ・水槽構造物は耐久性の優れた材質を選択し、清掃等の維持管理面に考慮し 2 池式とすること。
- ・非常時対応を想定し、少人数で運転可能であるよう配慮すること。
- ・水道事業が安定的に継続できるよう、ライフサイクルコストを最小化するとともに、維持管理や運転管理の容易さや安全面についても十分考慮すること。
- ・温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの活用など、省エネルギーに関する配慮を検討すること。
- ・水質汚染、悪臭、騒音及び振動対策など、周辺環境に十分配慮すること。

- ・避雷対策の法規制を受ける施設の避雷対策を行うこと。
- ・建築建屋内において適切な結露対策を行うこと。
- ・弁の開閉、弁室の向きは統一すること。
- ・整備に伴い不要となる設備等は可能な限り撤去を行うこと。
- ・部品調達等が容易な設備機器を優先的に採用すること。

3) 一庫高区配水池

- ・配水池は2池以上（独立構造とする）とし、構造及び寸法、基礎形状、防食塗装、池内配管等の仕様については基本計画の事項を精査すること。
- ・水槽人孔を施設外部に設置する場合は必ず施錠できるようにすること。
- ・できる限り滞留箇所が生じない配置計画とすること。
- ・地震時等への備えとして緊急遮断弁を設置すること。なお、地震計、過流量ともに作動できる方式とすること。
- ・緊急遮断弁は2池遮断ではなく、1池遮断となるよう設置すること。
- ・適宜排水機能を持たせること。
- ・計測機器や動力盤、制御盤等は建屋内に設置することとし、個々の対象建築物の状況に応じて、浸水対策の検討を行うこと。（伏見台低区配水池も同様）なお、追加塩素設備とは別室とすること。
- ・壁貫通施工部からの漏水が生じないよう跡処理を入念に施すこと。

4) 薬品注入設備（追加塩素設備）

- ・消毒剤は次亜塩素酸ナトリウムを使用すること。
- ・次亜塩素酸ナトリウム貯留量は、通常の使用状況を把握し、適正な容量（20日程度）を確保すること。
- ・薬品注入設備は、運転水量に応じて、最大注入量から最少注入量まで常時安定して精度良く注入できる能力を有すること。また、薬品注入量を精度良く計測できること。
- ・薬品注入設備には、必ず予備機を設けること。
- ・設備は室内設置とし、次亜塩素酸ナトリウムについては適切に温度管理を行うこと。温度の管理方法は事業者の提案による。
- ・注入配管は壁や床の貫通部を極力少なくするなど、維持管理が容易となるよう配慮すること。
- ・薬品の漏洩検知や無注入検知、その他の異常を自動的に検知できる機能を有すること。
- ・薬品の漏洩事故等に備えた保安用具等を整備すること。また、必要な容量の防液堤を設置するとともに、防液堤からの排液方法も考慮すること。
- ・薬品の受入れについては、容易に受入れ可能であること。
- ・各注入設備の近傍に、清掃用の水栓並びに洗眼用水栓を設置すること。
- ・薬品室は薬品による劣化を防止するため、耐薬品塗装を行うこと。
- ・次亜注入管は次亜塩素酸ナトリウム適合管を使用すること。

5) 送水ポンプ設備

- ・コスト5.6や維持管理性を考慮して汎用型製品を採用すること。
- ・ポンプ設備の形式、容量、台数等については基本計画の事項を精査すること。
- ・更新、故障、点検、清掃等に対応するため、予備機を備えること。
- ・送水ポンプ停止時における戻り水対策を施すこと。

- ・吸込性能（有効吸込ヘッド）の確保とキャビテーション防止措置を行うこと。
- ・空転防止、過負荷保護、異常振動検知などの安全性に留意すること。

6) 電気設備・計装設備等

- ・受電設備については事業者の提案とする。事前に負荷容量を十分に調査のうえ決定すること。
- ・電気設備類の配置は、設備更新時の搬入出作業を考慮したものにする。
- ・インバータ機器を導入する場合には、高調波や高周波ノイズに対して必要な対策を講じること。
- ・送水ポンプは基幹設備となるため、非常時においても機能確保するための自家用発電設備を設置すること。なお、基本計画においては既設設備の使用が想定されているが、改めて可用性について検証を行うこと。
- ・停電時においても安定した監視制御等を継続するため、無停電電源設備を設置する。自家発電電源確立までの電源確保を目的とし、遠方監視制御設備を含め、保護負荷対象設備を考慮のうえ、補償時間を設定すること。

7) 計測機器

- ・水位計は計測誤差の影響を防止できる製品を選定すること。
- ・電極は運転指示・制御ができる本数を確保すること。
- ・流量計は計測精度が高いものを採用すること。
- ・残塩計は当局指定の既設同等品とする。
- ・計測機器類は維持管理に資するよう考慮し、適切な設置位置、サンプリング箇所、台数を考慮すること。
- ・機器類のピット収納を予定する場合は、ピット仕様について当局の指示に従うこと。

8) 配管（場内・場外）

- ・事業者提案の設備配置により、既設管の移設が必要な場合は検討を行うこと。
- ・不要となる既設管は可能な限り撤去すること。ただし、公道内の既設管は、複線配管として現況を維持する。
- ・送水管に限っては、ポンプの全揚程圧力に対応できる管種を採用すること。
- ・水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定すること。
- ・送水管及び配水管には原則としてダクタイル鋳鉄管（GX継手）を採用すること。
- ・送水管及び配水管には、土木工事共通仕様書に基づき、管明示テープを取付けること。
- ・配管土被りは、最低 $H=0.6\text{m}$ とし、構造計算により確認すること。
- ・必要な管防護を施すこと。
- ・ダクタイル鋳鉄管、鋳鉄製バルブ類においてはポリエチレンスリーブを施すこと。
- ・流水の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、バルブを適所に設置すること。屋内バルブはハンドル式とすること。
- ・電食防止対策を施すこと。
- ・流用する既設管からの切替部（本事業の責任分界点）は、当局の指示による。
- ・弁室の鉄蓋には流向、口径を明示すること。

9) 設計成果に求めるもの（提出物）

設計成果は、部分引渡し時及び設計完了時に計4部（A4版製本）及び電子データを提出すること。部分引渡し時は引渡しの対象となる設計業務、設計完了時は全ての設計業務の報告書とし、次に示す内容を記載したものとする。

ア 設計業務成果概要書

次の項目について、とりまとめて記載した設計概要書を作成すること。

- ①設計条件
- ②構造物の形式・基礎・規模及び設備の形式・容量等の決定に至る経緯及び決定要因
- ③特に考慮した事項、コントロールポイント
- ④平面図、断面図、構造図、配管図、電気・機械設備据付図、配線図、機能説明図等
- ⑤施工計画概要及び注意事項
- ⑥工事数量総括表
- ⑦工事施工特記事項

イ 設計図面類

- ①位置図
地形図に対象施設や管路の位置を記入する。
- ②一般平面図
測量図に配水池およびポンプ場の施設配置、連絡管路、付帯施設及び敷地境界線を記入したもので、適切な縮尺で作成すること。
- ③詳細平面図
各施設の詳細を記入したもので、適切な縮尺で作成すること。
- ④断面図
測量図に構造物等の断面を記入する。記入する内容は、構造物、構造物の仕様、埋設物、地盤状況、寸法及び名称等とする。
- ⑤構造図
構造図は、土木施設、建築施設、機械設備及びその他当局が指示するものについて作成する。
- ⑥配管図
配管詳細図及び配管系統図とする。
- ⑦電気・機械設備据付図
電気・機械設備据付図は、設備の据付け状況（平面・立面）、性能表及び設備基礎図等で構成する。
- ⑧配線図
単線結線図、配線系統図、配線・配管布設図等を作成する。
- ⑨機能概略説明図
計装フローシート、システム構成図、制御方式説明図等とする。

⑩撤去図

構造物及び設備の撤去範囲、配管の撤去区間を示した平面図、断面図を作成する。

⑪仮設構造物詳細図

土留工、覆工及び仮設配管等について詳細図を作成する。

⑫その他

工事許可申請用図面、仮設図等工事施工に際して関係機関協議に必要な図面で、当局が指示するものについて作成する。

ウ 検討書

工法については、関係官公署・事業者及びその他関係者との協議事項、施工箇所の状況、その他関係資料等を検討のうえ、工事の難易、経済性、工期等を考慮して当局と十分協議を行い決定し、工法決定に至るまでの検討書を作成する。

なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書を当局に提出し協議すること。

また、施工条件を整理し、施工上の留意点、施工ステップ、配置計画、仮設備計画等を明確にするため、施工ステップ図、施工ヤードの配置計画、工事中的交通処理計画、工事中的計測計画等を作成し、施工時の手戻りがなく円滑に工事が進捗するよう検討を行うこと。

既存施設から更新・増補施設に運転を切り替える際の試運転調整について、試運転時の電力確保、試運転処理水の処理方法及び切替のタイミング等に係る検討を行い、その結果をとりまとめる。

エ その他必要資料

①数量計算書・数量総括表

当局による工事費積算作業に資するよう、工種、資産区分、交付金（対象／非対象）に応じたアロケーションができるような構成に整えること。

②工事費内訳書・積算書（積算根拠資料を含む）

見積が必要な単価がある場合は、見積依頼が行えるように設計条件・規格・図面等の資料を整理して当局に提出すること。提出時期は、見積調査に時間がかかることから余裕を持つこと。一般販売されている物価資料等を参照する場合は、発刊タイトルや該当頁数を明示すること。

③構造計算書

④工期算定計算書

⑤工事特記仕様書

⑥占用等関係書類

⑦設計条件等一覧表

構造計算、容量計算等の各種設計条件を構造物、設備ごとに一覧表にまとめる。

⑧関係機関協議簿

⑨照査報告書

⑩電子データ

電子データは、「兵庫県土木部 土木設計業務等の電子納品運用指針（案）」に基づき作成する。様式・書式については、事前に当局の承諾を得ること。

2.5. 工事

1) 本業務の内容

本業務は、実施設計に基づく工事施工業務である。

表 12 工事の内容

項目	内容	
工事	一庫高区配水池整備	・配水池の新設 ・場内配管の整備 ・場内整備(舗装、排水設備等) ・追加塩素注入設備の整備 ・既設配水池の撤去
	伏見台低区配水池整備	・送水ポンプ設備の新設 ・場内配管の整備 ・高区送水流量計の設置 ・低区配水流量計の設置 ・場内整備
	送水管・連絡配水管の整備	・伏見台低区→一庫高区行き送水管の布設 ・各配水系統への連絡配水管の布設 ・減圧弁、分岐流量計の設置

	電気計装設備	・中央監視設備の改良(各市町分) ・電気設備の整備 ・計装設備の整備
	その他	・試掘調査 ・廃止設備、構造物等の撤去、処分又は存置処理 ・アスベスト対策工事 ・段階的水運用に伴う仮設工事 ・試運転調整

2) 実施にあたっての留意事項

事業者は、各種関連法令、工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に設計図書に基づく施工計画書（工程表等含む）及び周辺に対する影響の低減に関する計画書等を作成し、当局の確認を得た後で建設工事に着手すること。

対象施設は代替施設がないことから、工事期間中において機能の停止ができないため、細心の注意を払った施工計画を構築すること。

また、関連工事として県企業庁施設の更新工事が発生するため、打合せは、県企業庁も含めて日程調整すること。

3) 共通事項

工事における共通事項を以下に示す。本事業の工事全体を通して、記載の要求事項を満足すること。なお、記載なき事項は全て基本計画または事業者提案による。

- ・事業者は工事の進捗、現場管理の状況等を当局に毎月報告するほか、当局の要請があれば施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また当局は、適宜工事現場での施工状況のモニタリングを行うことができるものとする。
- ・事業者は、工事現場管理に必要な人員を配置すること。
- ・建築物の施工にあたっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うこと。
- ・建築物以外の施工にあたっては、設計図書どおりに施工されているかをセルフモニタリングとして確認すること。
- ・建設工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者において対応すること。
- ・事業者は、工事期間中、事前準備及び後片付け等のそれぞれの期間に必要とされる環境対策を実施すること。
- ・施設内部にて作業を行う場合は、水道法第 21 条に基づいた検査を実施し、従事前に保健所等の検査成績書（検査後 6 ヶ月以内のもの）を提出すること。
- ・特殊な材料・工法等を採用する場合は、事前に当局の承認を受けること。
- ・使用する製品は製造元の工場検査を実施し、搬入前までに報告書を提出すること。
- ・本事業で整備した施設の試運転は事業者が実施することとし、事業者は試運転の実施に先立ち試運転実施計画書を作成し、当局の確認を受けること。
- ・事業者は、整備施設と既存施設の切替方法、手順等を定めた切替計画書を作成し、当局に提出すること。切替は、断水を生じさせない方法を原則とする。
- ・事業者は、発注者と協議、調整を行ったうえで、当局の指導のもと切替を実施すること。

- ・資材置場、仮設道路等受注者が必要とする用地の確保、造成等の工事及び原形復旧並びに一連の地権者との折衝等は、事業者が行うこと。
- ・構造物等撤去に伴い多様な建設副産物が生じるため、産業廃棄物の処理方法については、事前に当局の承諾を得ること。
- ・壁貫通施工部からの漏水及び構造の弱体化が生じないよう跡処理を入念に施すこと。
- ・流用土を使用する際は、コーン貫入試験等により埋戻し土として適正度を調査すること。

4) 作業日及び作業時間

- ・工事は、原則昼間作業とするが、当局や関係機関と事前協議のうえ決定すること。また、作業に支障が出る場合は、事前に当局と作業日及び作業時間の調整を図ること。
- ・通勤通学時間帯の工事は、特に歩行者・自転車に対する安全対策に配慮すること。夜間交通規制又は通行止めが必要な場合は、地元自治会の同意を書面で得て、警察署への道路使用許可申請を行うこと。
- ・夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に工事を施工する場合は、事前に当局と協議すること。

5) 施工中の安全確保及び環境保全等

- ・関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。
- ・工事に伴い発生する廃棄物の処理においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守すること。
- ・施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
- ・アスベストの事前調査の結果、含有が確認された場合は、石綿障害予防規則等の法令に基づき、建築物等の解体工事を行う際の労働者に対するアスベストばく露防止措置、作業の記録・保存などを行うこと。
- ・「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
- ・工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。
- ・通学路等になっている路線を使用する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
- ・通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講じること。
- ・機器、工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。
- ・配水池等の既存部分等に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は、養生を行うこと。万一、損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本事業の工事により、取水、送水に支障を生じさせた場合は、当局に復旧計画書を提出し、その承諾を得たうえで、事業者の負担により速やかに復旧すること。
- ・災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に当局に報告すること。

- ・近隣住民が受ける生活環境への影響を検討したうえで、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- ・施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し、影響がある関係機関等に対して事前に周知すること。
- ・近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を当局に報告すること。
- ・工事を行うにあたって、影響が生じる可能性がある家屋や工作物等に対して、事前及び事後の家屋調査を行うこと。対象物件については、当局と協議のうえ決定すること。

6) 週休2日制度

- ・本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
- ・悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。
- ・現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休2日（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を達成した場合に工事成績の評価を行う。明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。
- ・現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。
- ・土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- ・受注者は、週休2日制度から週休2日制度（交替制）へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

7) 出来高精算

- ・事業者は建設工事過程の出来高について当局に報告し、出来形部分検査及び完成検査を受けること。検査に要する費用は事業者負担とする。
- ・工事監理者と協力し、各年度等における工事の出来高精算に係る資料（出来高図面、出来高数量計算書等）の作成を行うこと。

8) 完成検査等

中間検査、出来形部分検査及び完成検査は、以下に基づき実施する。

①中間検査

- ・完成検査、出来形部分検査前において、重要構造物等の不可視部分の検査を実施する。

・中間検査は、現場代理人臨場のうえ、当局が整備施設を対象として工事の中間出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行う。

◇工事の中間出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え等

◇工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

・当局が手直しの必要があると認め、期限を定めて手直しの指示を行う場合、事業者の負担でこれに応じること。

②出来形部分検査

・部分払の請求を行った場合は、出来形部分検査を受けること。

・事業者は、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料を作成し、当局に提出すること。

・出来形部分検査は、現場代理人臨場のうえ、当局が整備施設を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行う。

◇工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え等

◇工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

・当局が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者の負担でこれに応じること。

③完成検査（部分引渡し）

・当局が工事完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）について、事業者は、次に掲げる指定部分を対象とした工事完成検査の要件を満たした時点で、工事完成届（部分完成）を当局に提出すること。

◇指定部分の通水及び水圧試験、試運転調整が完了していること。

◇要求水準書等に表示される指定部分の工事が完成し、設計図書により義務付けられた工事写真、完成図書、工事完成図等の資料の整備が全て完了していること。

◇契約変更を行う必要が生じた場合は、指定部分を対象にした変更契約を当局と締結していること。

・完成検査（部分引渡し）は、現場代理人臨場のうえ、当局が指定部分を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

◇工事の完成出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え等

◇工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

・当局が手直しの必要があると認め、期限を定めて手直しの指示を行う場合、事業者の負担でこれに応じること。

④完成検査

・事業者は、次に掲げる完成検査の要件を満たした時点で、工事完成届を当局に提出すること。

◇設計図書（追加、変更指示も含む。）に表示される全ての工事が完成していること。

◇当局が手直し、その他必要な措置を取ることを指示した時、指示した措置が完了していること。

◇設計図書により義務付けられた工事写真、完成図書、工事完成図等の資料の整備が全て完了していること。
◇契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を当局と締結していること。
・完成検査は、現場代理人臨場のうえ、当局が整備施設を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
◇工事の完成出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え等
◇工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
・当局が手直しの必要があると認め、期限を定めて手直しの指示を行う場合、事業者の負担でこれに応じるものとし、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。

9) 完成書類一覧

工事完成書類として、表 13 に示す書類の提出（計 6 部）または提示を求める。

表 13 工事完成書類の一覧

区分	名称	適用
提出	工事打合せ簿	議事録、指示書、段階確認
提出	工事履行報告書	
提出	工事材料承諾	承諾図、製品仕様がわかるもの
提出	設計照査	
提出	施工計画書	当初・変更
提出	施工体制台帳	当初・変更
提出	数量計算書・数量総括表	
提出	出来形管理書類	出来形図面・数量表・出来形成果表等
提出	品質管理書類	テストピース、各種試験結果等
提出	再生資源利用促進計画書・実施書	
提出	創意工夫実施報告書	
提出	現場環境改善実施報告書	
提出	工事完成図	
提出	工事写真	
提出	製品取扱説明書、保証書	
提示	官公庁提出書類	労基、警察、特定建設作業等
提示	材料納入伝票	
提示	工程管理	月報・週間工程表
提示	排出ガス対策機械一覧表	
提示	特殊車両通行許可申請書	
提示	安全関係書類	
提示	建退共受払簿	
提示	社内検査報告書	

提示	産業廃棄物処理委託契約書	
提示	土砂、産廃処分伝票、マニフェスト	As・Co 殻・建設残土・スクラップ等
提示	過積載防止対策、運搬車両一覧	
提示	使用材料集計表	
提示	コンクリート打設報告書	
提示	コンクリート打設時チェックリスト	
提示	仮設備点検表	
提示	建設機械点検表	
提示	クレーン・ポンプ車計画書・点検表	
提示	安全衛生工事日誌	
提示	新規入場時教育	
提示	KY 活動、リスクアセスメント	
提示	工事日報	

2.6. 工事監理業務

1) 本業務の内容

本業務は、建設工事に伴う工事監理業務である。

表 14 工事監理業務の内容

項目	内容
工事監理	・工事監理業務 ・出来高に関する資料、変更設計図面・数量の作成及び積算（発注機関の定める基準に準拠）

2) 共通事項

工事監理業務における共通事項を以下に示す。本事業の工事監理業務全体を通して、記載の要求事項を満足すること。なお、記載なき事項は全て基本計画または事業者提案による。

- ・工事の出来形の確認の結果、要求水準書に定める要件、事業者が技術提案した内容及び当局が別に定める仕様を満たしていないと判断される場合は、当局に報告すること。
- ・自ら必要な是正措置を提案し、当局の承諾を得たうえでその是正措置を工事で実施し、確認を行うこと。
- ・各年度等における工事の出来高精算に係る資料（出来高図面、出来高数量計算書等）の作成を行うこと。また、設計変更に係る資料（変更の理由書、変更内容の検討資料、変更図面、数量計算書等）の作成も含む。
- ・工事監理について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、当局に対して、当該発見又は発案に基づき工事仕様の変更を提案することができる。

2.7. 共通業務

1) 本業務の内容

本業務は、本事業全体を通じての共通業務である。

表 15 共通業務の内容

項目	内容
共通	・各業務の統括管理 ・関係機関協議、地元説明 ・交付金事務等、各種申請行為の支援 ・各種検査対応

2) 統括管理

事業者は、統括管理技術者を配置し、事業期間を通じて調査設計から工事に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理し、当局との窓口（指示の受理、承諾、協議対応等）対応を行うこと。

3) 関係機関協議、地元説明

事業者は着工に先立ち現場環境の調査等を十分に行い、地元理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、事業の実施自体に対する関係機関との調整及び地元対応は、当局で実施する。ただし、関係機関との調整に伴う資料作成は、事業主体に協力するものとし、必要に応じて打合せに同席すること。

4) 交付金等事務支援

本事業は社会資本整備総合交付金における運営基盤強化等事業、及び地方財政措置の対象事業としての位置づけを有しており、国県への説明資料の作成に際し支援すること。なお、両市町の交付金対象となる内容を把握し、設計段階より反映すること。

5) 各種申請支援

事業に伴う各種許認可等の申請において、事業者が申請可能なものは自己の責任において行うこと。また、当局が申請するものは資料の提供や申請作業等、可能な範囲で協力すること。

6) 各種検査対応

当局及び国等の行う検査への対応に協力すること。

7) 要求水準書、設計図書等の変更

「工事請負契約書」に示す。

第3章 リスク分担の考え方

3.1 基本的な考え方

本事業における事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、当局がその全て又は一部を負うこととする。

3.2 予想されるリスク及び責任分担

当局で想定しているリスクの種類と責任負担区分について例示する。

表 16 リスク分担

○：主分担（リスクが発生した場合に負担を負う）

▲：従分担（リスクが発生した場合、協議により負担を負う場合がある）

空欄：リスクが発生した場合に原則として負担を負わない

リスクの内容			事業主体	事業者
共通	公募書類	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れに関するもの	○	
		提案書類等応募者が提案した内容の誤りにより、入札要件を満たさなくなる程の大幅な変更		○
	提案コスト	応募、申込、提案に関する費用		○
	資金調達	当局が確保すべき必要資金の調達ができない場合	○	
	契約締結	当局の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本事業の契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償	当局の帰責事由による第三者賠償等	○	
		事業者の帰責事由による第三者賠償等（建設時における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）		○
	住民対応	事業者が行う業務（調査・設計・工事）に関する軽微な地元対応		○
		上記以外のもの（例：本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟等）	○	
	事故発生	事業者の責めによる事故の発生		○
		上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	
	環境保全	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
		事業主体の要求に起因する環境問題	○	

リスクの内容			事業主体	事業者
共通	中止・延期	当局の帰責事由による事業の延期・中止(例:当局の債務不履行、承認遅れ、支払いの遅延・不能)	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動	本事業に係るインフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(インフレスライド条項参照)	○	▲
	保険	事業者が任意で加入する調査・設計・工事段階のリスクをカバーする保険		○
	不可抗力	戦争、風水害、地震他、当局及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	▲
		予測不能な地中障害物(既存資料で把握・想定が不可能な文化財、放棄物、仮設材、土壌汚染等)の存在に関するもの※1	○	
	政治	両市町の政策変更、及び議会承認によるもの	○	
	計画変更	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	情報流出	当局側の従事者による情報漏洩、犯罪等の発生	○	
		事業者側の従事者による情報漏洩、犯罪等の発生		○
	許認可	許認可の遅延に関わるもの(当局が取得すべきもの)	○	
		許認可の遅延に関わるもの(事業者が取得すべきもの)		○
	税制	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○
		消費税等、上記以外の税制変更に関わるもの	○	
調査設計・工事	調査	当局が実施した調査に関するもの	○	
		事業者が実施した調査に関するもの		○
	計画設計	当局が提示した要求水準書や設計時における仕様変更指示に伴う経費の増加や遅延	○	
		事業者の設計、提案変更や瑕疵に伴う経費の増加や遅延		○
	工事変更	当局の指示や提示条件の不備による工事の変更に伴う経費の増加や遅延	○	
		事業者の事由による経費の増加や遅延		○
	試運転・引渡	試運転・引渡性能試験の結果が要求水準書などに適合しない場合の経費の増加や遅延		○
	用地確保	整備施設の建設に必要な用地取得に関するもの	○	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保(資材置き場、仮設道路等、事業者が必要とする用地の確保)		○
	完工遅延	当局の帰責事由による完工遅延	○	
		事業者の帰責事由による完工遅延		○

リスクの内容			事業主体	事業者
調査設計・工事	損傷・瑕疵	工事目的物、工事材料、又は建設機械器具について生じる建設段階(引渡前)における施設損傷によるもの		○
		各請負契約に規定する契約不適合期間中に見つかった施設の契約不適合		○
		各請負契約に規定する契約不適合期間後に見つかった施設の契約不適合	○	

※1 提供資料その他の情報から、明らかに地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染等の位置について推察することが可能であったにも関わらず、事業者の過誤によりこれらの位置を判断できなかった場合や、事業者が事前調査を実施した箇所において調査の不備や過誤があり、工事遅延及び工事費増大が生じた場合は、事業者が負担する。